

<報告書の構成>

- I はじめに
- II 自動車検査証の電子化の基本的方向性（フェーズⅠ）
- III 自動車検査証の電子化による I Cチップの空き領域の利活用（フェーズⅡ）
- IV 自動車検査証の電子化のための技術的要件
- V 今後の進め方

<参考：これまでの経緯>

平成30年9月～11月：検討会第1回～4回
平成31年1月：中間とりまとめ公表
平成31年1月～3月：検討会第5回～6回

フェーズⅠ

令和元年5月：道路運送車両法改正（自動車検査証の電子化）

令和元年6月～令和2年1月：検討会第7回～10回

フェーズⅡ

令和2年4月：検討会第11回（「報告書（案）」とりまとめ）

<委員名簿>

(敬称略、50音順 ◎:座長 ○:座長代理)

◎石田 東生 筑波大学 名誉教授
○大山 永昭 東京工業大学科学技術創成研究院 特命教授
川端 由美 自動車ジャーナリスト
坂 明 (一財)日本サイバー犯罪対策センター 理事
新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部 教授
関 哲朗 文教大学情報学部 教授

(関係団体)

兒玉 史郎 (一社)日本損害保険協会自賠責保険固有業務PTリーダー
大塚 謙二 日本行政書士会連合会 副会長
小笠原 徹 地方税共同機構システム部 部長
岡安 雅幸 (一社)全国自動車標板協議会 専務理事
猪股 博之 (独)自動車技術総合機構 審議役
木場 宣行 (一社)日本自動車整備振興会連合会 専務理事
島崎 有平 (一社)日本自動車販売協会連合会 参与
徳永 泉 (一社)全国軽自動車協会連合会 専務理事
堀内 俊樹 (一財)自動車検査登録情報協会 顧問
岩田 剛和 軽自動車検査協会 理事
武藤 孝弘 (一社)日本中古自動車販売協会連合会 専務理事
和迩 健二 (一社)日本自動車工業会 常務理事

(行政機関)

奥田 直彦 内閣官房IT総合戦略室 参事官
橋本 亮二 国土交通省総合政策局情報政策課 課長
小山 慧 警察庁交通局交通企画課 課長補佐
竹原 裕二 交通規制課 課長補佐
東 高士 総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室 室長

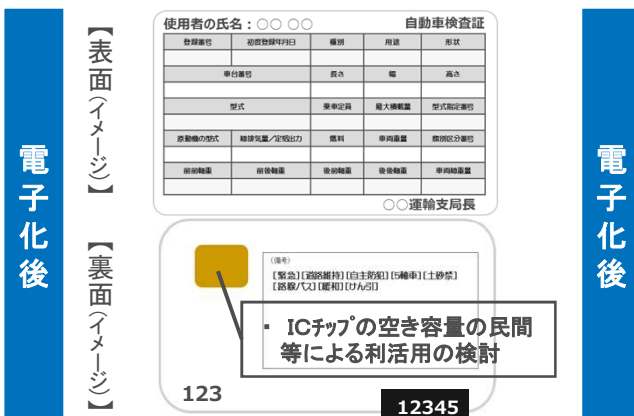
(国土交通省)

一見 勝之 自動車局長
江坂 行弘 自動車局次長
福田 守雄 大臣官房審議官(自動車局)
小林 豊 自動車局総務課長
中山 泰宏 自動車局保障制度参事官室長
山崎 孝章 自動車局安全・環境基準課長
野津 真生 自動車局技術・環境政策課長
久保田秀暢 自動車局審査・リコール課長
平井 隆志 自動車局整備課長
田中 賢二 自動車局自動車情報課長
森原紀代子 自動車局自動車情報課課長補佐

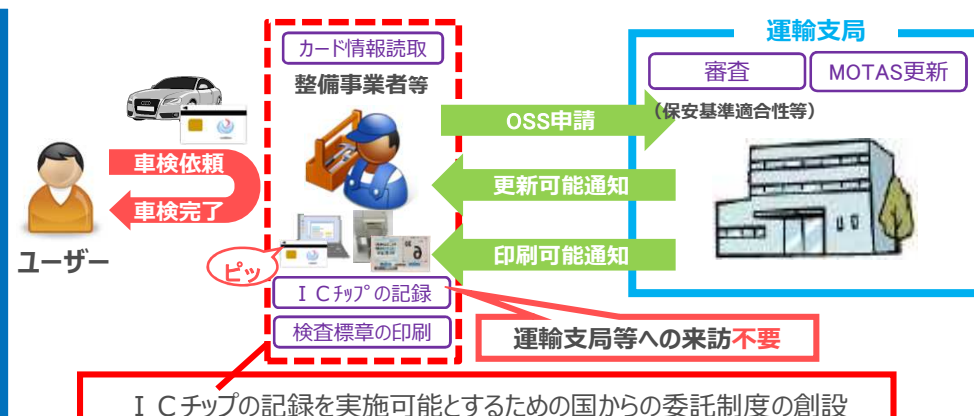
<報告書Ⅱ「自動車検査証の電子化の基本的方向性」>

- 継続検査等のOSS申請を行ってもなお残る自動車検査証の受取りのための来訪を不要とするため、整備事業者等のOSS手続代行者において自動車検査証情報を更新できるよう、以下①、②を内容とする道路運送車両法の関係規定が改正（「道路運送車両法の一部を改正する法律」令和元年5月24日公布）されたところ。
 - ①自動車検査証をICカード化すること（現行の自動車検査証情報はICチップに記録）
 - ②国からの事務の委託制度を創設すること
- 令和5年（2023年）1月からの導入を想定し、準備を進めているところ。

1. 自動車検査証のICカード化



2. ICチップの記録事務の委託



＜報告書「Ⅲ 自動車検査証の電子化によるICチップの空き領域の利活用」＞

【空き領域の利活用の意義】

官民さまざまな主体による車検証ICチップの空き領域の利活用を促進



新たなサービスの創出

抜本的な業務の効率化

自動車ユーザーや
社会に大きな価値

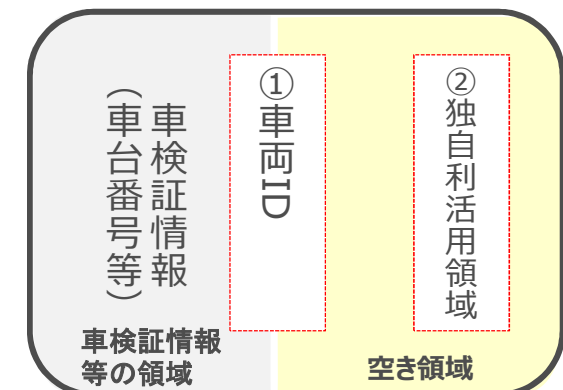
【空き領域の利活用に関して寄せられたアイデアの例】

- 車両のモデル、グレード、塗色、車台番号の打刻位置等車検証に記載されていない車両情報を格納することで、点検・整備や買取査定の際の作業が効率化する。
- 整備情報をデータとして格納することにより、自動車ユーザーや整備事業者の整備情報の管理が容易となることから、点検・整備の作業の励行、効率化につながる。
- 会員情報やポイント情報を格納し、ディーラー、ガソリンスタンド等の複数の会員証やポイントカードを1枚に集約する。

【利活用に関するニーズを実現していくための方策】

- ① 主体間の情報の連携を容易とするための車両IDの導入
- ② 各主体の独自サービス提供のために利用できる領域(独自利活用領域)の設定
- ③ 空き領域を活用するサービスに求められる要件(提供可能なサービスの範囲、利用主体の要件、必要な手続等)の整理

＜ICチップのイメージ＞



* 車両IDをどちらの領域に格納するか今後検討

<報告書「IV 自動車検査証の電子化のための技術的要件」・「V 今後の進め方」>

技術的要件の整理

- ① ICカードの物理的な仕様(サイズ、信号インターフェース、券面記載事項等)
- ② セキュリティ対策(ICカード、検査標章、記録等事務代行システム)
- ③ 運輸支局等における自動車検査証発行業務及び記録等事務代行業務の実施手順

今後の進め方

1. 自動車検査証の電子化に向けた着実な準備

令和5年(2023年)1月の導入を目指し、利活用事務の要件や技術的要件を詳細に確定させ、システムの設計・開発、テスト、実証実験を着実に進めるよう**早め早めの準備を進める**。

2. 自動車検査証の電子化に伴う自動車関連情報の情報連携

自動車検査証の情報が電子化され、空き領域を利活用するための制度的な枠組みが明確化されたことにより、自動車関連情報の連携が容易となることが考えられるが、将来的にこれを実現、促進していくためには、なお整理すべき課題がある。

今後、これらの課題を整理し、**組織や業界の垣根を越えた自動車関連情報の連携についての取組みを促進することを目指す**。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた一層のデジタル化の推進

<将来的な情報連携のイメージ>

